

○厚生労働省令第百二十七号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十六条第一項、第五十条、第百十四条第三項及び第百十七条の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(運用の方法の除外) 第二十条の二 法第二十六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 運用の方法が令第十五条第一項の表の二の項口、ハ又はニに掲げる方法である場合にあつては、当該信託が信託約款に基づいて終了して償還されたこと。</p> <p>二 〓四 (略)</p> <p>(事業主報告書の提出) 第二十七条 事業主は、法第五十条の規定により、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、毎事業年度終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 企業型年金規約に係る承認番号</p> <p>二 厚生年金適用事業所の名称</p> <p>三 事業年度</p> <p>四 企業型年金加入者等の状況</p> <p>五 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況</p> <p>六 返還資産額の状況</p> <p>七 個人別管理資産の状況</p> <p>八 指定運用方法の状況</p> <p>九 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況</p> <p>2 運営管理業務を行う事業主は、法第五十条の規定により、前項の報告書のほか、運営管理業務についての報告書を様式第八号により作成し、毎事業年度終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の報告書の提出は、企業型記録関連運営管理機関を通じて行うものとする。ただし、事業主が記録関連業務の全部を行う</p>	<p>(運用の方法の除外) 第二十条の二 法第二十六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 〓三 (略)</p> <p>(事業主報告書の提出) 第二十七条 事業主は、事業年度ごとに、法第五十条の規定により、式第七号により作成し、毎事業年度終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 運営管理業務を行う事業主は、前項の報告書のほか、運営管理業務についての報告書を様式第八号により作成し、毎事業年度終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

場合にあっては、この限りでない。

(権限の委任)

第七十一条 法第百十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号、第十一号及び第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 六 (略)

七 法第五十条に規定する権限(第二十七条第一項の報告書の提出に係る権限を除く。)

八 十三 (略)

2 (略)

(権限の委任)

第七十一条 法第百十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号、第十一号及び第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 六 (略)

七 法第五十条に規定する権限

八 十三 (略)

2 (略)

様式第七号を次のように改める。

様式第七号 削除

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年三月一日から施行する。ただし、第二十条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則第二十七条の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。